

父母の離婚後、父(母)の戸籍に在籍している子を母(父)の戸籍に入籍させる手続き

I

家庭裁判所で、子の氏の変更許可の申立てをしてください。

【必要なもの】

- ①申立書(家庭裁判所で用紙を準備しています。裁判所HPからダウンロードすることもできます。)
- ②父(母)の戸籍謄本(全部事項証明書)(子が在籍しているもの)
- ③母(父)の戸籍謄本(全部事項証明書)

・②, ③は、離婚の記載のある発行から3か月以内のものを、お願いします。
・許可後の「入籍届」にも、戸籍謄本が必要な場合があります。「入籍届」を本籍地以外の市町村(役所・役場)に提出される予定の方は、本籍地に戸籍謄本を請求される際、あらかじめ、2通請求されることをお勧めします(以下のIIを参照)。

④子1人につき収入印紙800円

⑤連絡用の郵便切手 84円(申立て後に、追加提出をお願いすることがあります。)

※裁判所で申立書を記載して提出する場合は、印鑑(認印)を持参してください。

郵送の場合は、申立書の所定の場所に押印してください。訂正した場所には訂正印を押してください。

※このほかにも、書類が必要になる場合があります。詳しくは、家庭裁判所にお尋ねください。

【申立人】

子

※15歳以上の場合は本人が、15歳未満の場合は、親権者が代理人として申立てます。

【申立先】

子の住所地を管轄する家庭裁判所

※管轄区域については、福岡家庭裁判所のホームページまたは電話で、御確認ください。

【郵便による申立書等の提出について】

郵便での提出も可能ですが、以下の点に御注意ください(発送前に再確認してください。)

上記【必要なもの】の①～⑤が、すべて、封筒に入っていますか？

申立書に、署名、押印、訂正印がありますか？

※子が15歳以上の場合は本人の署名が必要です。

本籍は、戸籍謄本のとおりに記載されていますか？

申立書に、連絡先の電話番号を記載していますか？

上記の点または、その他補正を要する部分がある場合は、家庭裁判所への来庁をお願いすることがあります。

【お問い合わせ先】

福岡家庭裁判所 家事訟廷事務室 家事事件受付係 TEL092-981-9605

福岡家庭裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/fukuoka/>

II

家庭裁判所から許可の審判書が届いたら、市町村(役所・役場(福岡市は区役所))で、入籍届を提出してください。

本籍地以外に提出する場合は、あらためて、戸籍謄本も提出する必要があります。

この例以外でも、戸籍の移動に「子の氏の変更許可の申立て」が必要な場合があります。詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせください。